

別居中・離婚後の共同子育てを奨励する法運用を求めるアピール

昨年の民法一部改正で、民法 766 条に離婚後の非親権親と子どもとの面会交流が明記されました。しかし、民法改正が裁判所の運用に反映されていると実感できる事例は少なく、未だに面会交流が実現していない親子も多数に上ります。一旦面会交流の取り決めができて、それを守らせる法的な強制力もありません。そして、面会できても月 1 回 2 時間程度がほとんどで、これは国内・国外の精神医学や心理学の専門家が推奨する交流頻度には遠く及ばないものです。たとえ離婚しても、親子の交流を充分に行うことは、子どもの安定した成長には不可欠なのです。

一方、離婚前には双方の親が親権者で、民法 820 条の監護及び教育の権利義務を有しています。それに関わらず、連れ去り別居をされると子どもと会えなくなります。法律上は監護及び教育の権利義務を有している親権親が、なぜ離婚後の非親権・非監護親と同じ扱いになってしまうのでしょうか。

離婚後の親権・監護権の確保のために、強引な連れ去り別居と親子の引き離しが後を絶たないのは、最初の連れ去りが誘拐や親権侵害にならず、それどころか連れ去り親を監護者と見なして連れ去られた親権親の権利を蔑ろにし、その後の離婚時の親権・監護権の決定にも現状維持を優先させる、裁判所の偏った判断のためと言っても過言ではありません。

離婚前に子どもを連れ去るのは、親権者の権利義務を踏みにじる行為です。子どもを現在育てているという理由のみで、連れ去った親に安易に監護者指定を行う運用は、もう止めてください。子どもとの別居を余儀なくされた親が有する、子どもを監護し教育するという、親としての当然の権利と責任を尊重する運用を求めます。

昨年の民法改正の主旨に則って、離婚後に非親権親が我が子と面会し交流することを大切にす運用をしてください。面会交流の取り決めを守れない親、連れ去りや引き離し行為を行う親は、たとえ現在監護をしても、親権者として相応しくないという判断をできるように運用基準を改めることを求めます。

平成 25 年 3 月 9 日

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）	代表	神部進一
親子ネット関西	代表	浅野秀年
親子ネット NAGANO	代表	堤 則昭
親子ネット北陸	代表	柳原 賢
親子ネット沖縄	代表	新垣 直
親子ネット栃木	代表	佐藤英明
親子ネット静岡	代表	村松一久